

岩手県告示第844号

平成27年10月2日付け岩手県報第11516号掲載保安林の指定施業要件の変更予定（平成27年岩手県告示第788号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成27年10月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 西磐井郡平泉町平泉字南郷61の3、67の3
- (2) 所在が不分明である通知の相手方 遠藤中道、菅原聡

2 通知の内容を掲示した場所 平泉町役場